	第六回追加入札（第六回追加入札が実施された場合に限る。）	第七回
給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	○．七六円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	○．七六円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）